

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 299 回

消費税率引上の延期が安倍首相から発表されました（6月1日）。これに対する各界の見方が発表されていますが、消費者向けの企業と政府、学者の人々との見解の相違は大きなものがありますね。ただ、どちらにしろ一番重要なことは、成長を押し上げることですね。そしてそのため戦略をどうするかです。今日（6月2日）の株は、延期にもかかわらず大幅に値下がりしました。その大きな理由は円高ですね。中国の景気悪化による元安や、世界経済の不安が円高に大きく影響します。このあたりの流れは、当分変わることはない（そのために安倍さんがサミットで世界へ向けて財政出動を訴えましたが皆さんの賛同はえられませんでした）。そうするとよほどの手を打たないと成長はできず、延期したにもかかわらず経済はよくなりません（その手段の発表がなかったことも株安につながった部分もあります）。

本当は「実力不足」の日本の成長戦略は需要刺激策と潜在成長率引き上げの両面作戦が必要ですね。そのためにはやはりIT機器投資の増大、技術研究開発投資の充実（例えば人工知能、ロボット技術、サーバー対策等）が必須ですね。やはり日本はあと一步、こういった分野の技術UPに政府自ら、そして企業全体が資金を使って、もっともっと能力UPしていかなければなりませんね。

前田の《今人生を語る》第 204 回

めざめよ日本人 (126)

愛知県に対して一言

観光意欲度	は	15年には全国	33位
魅力度	が		16位
認知度	が		8位
居留意欲度	が		9位
愛着度	は		21位
食事がおいしい			29位
「産業や企業」	は		1位 (7年連続)

さて皆さん、わが愛知に対する評価はどうですか。住み易くていいところ・・・ですか？そして、どう努力しようかな？

贈与税の見直しについて

木村 知誉子

高齢化が進む中で高齢者世代の所有している資産をなるべく早く若い世代に移転し、消費を促すことが日本経済の活性化に有効ではないかとの観点により、贈与税の見直しが進んでいます。

平成 28 年度の税制改正では、直系尊属（父母、祖父母など）から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、受贈者 1 人につき 1,000 万円（結婚費用は 300 万円）まで贈与税が非課税となる制度について、その対象となる不妊治療の費用に薬局に支払われるもの（処方箋に基づき処方されるものに限る）や、出産費用のうち、産前産後の母親の医療費及び薬局に支払う医薬品代（処方箋に基づき処方されたものに限る）が追加となるなど、非課税対象が拡充されました。

区分	結婚・子育て資金一括贈与 非課税制度	教育資金一括贈与 非課税制度
① 贈与者の要件	直系尊属（例：父母、祖父母）	
② 受贈者の要件	20 歳以上 50 歳未満の者	30 歳未満の者
③ 適用期間	H27.4.1~H31.3.31	
④ 非課税限度額	1,000 万円 (うち結婚資金は 300 万円まで)	1,500 万円 (うち学校等以外は 500 万円まで)
⑤ 主な資金使途	挙式費用、新居の住居費用、引越費用、不妊治療費、出産費用、産後ケア費用、子の医療費・保育費等	入学金、授業料、教科書代、塾代、通学定期券代、留学渡航費等
⑥ 年齢到達時の残額の取り扱い	受贈者 50 歳到達時残額へ「贈与税」課税	受贈者 30 歳到達時残額へ「贈与税」課税
⑦ 贈与者死亡時の相続税への影響	残額は「相続税」の対象 (2 割加算の対象外)	(影響なし)

また、今回の改正では、婚姻期間が 20 年以上の夫婦の間で、住居用不動産又は住居用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、贈与税の基礎控除 110 万円のほかに最高 2,000 万円まで控除できる、贈与税の配偶者控除について添付書類の見直しがされました。

贈与税の配偶者控除の適用を受けるためには、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 財産の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
 - ② 財産の贈与をうけた日から 10 日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
 - ③ その居住用不動産に住んだ日以後に作成された住民票の写し(戸籍の附票の写しに記載されている住所が居住用不動産の所在場所である場合には不要)
 - ④ 住居用不動産を取得したことを証する書類(贈与契約書等)
- このうち④について、住居用不動産の登記事項証明書から変更されました。

尚、平成 27 年度の税制改正では、相続時精算課税の適用対象者の範囲が拡大され、暦年課税においても 20 歳以上の者が直系尊属からの贈与により財産を取得した場合の特例税率の設置など、贈与税の税率構造が変わっています。

生前贈与は、相続税の節税にもつながるため、是非参考にさせていただけたらと思います。